



熊本県公報

第 1 1 7 8 4 号
平成 21 年 2 月 27 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業の廃止…………… (障害者支援総室) 3
- 熊本県生産動態統計調査 (昭和35年8月4日告示第468号)
の一部改正…………… (統計調査課) 3

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画・技術管理課) 4
- 平成21年度経営事項審査の日程…………… (監理課) 5
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 9

登 載 依 頼

- 平成20年度第2回熊本県障害者施策推進協議会の開催…………… (障害者支援総室) 9
- 教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則…………… (学校人事課) 10
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則…………… (//) 11
- 教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法の
一部を改正する告示…………… (//) 15

告 示

熊本県告示第154号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。
平成21年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

検査日	時 間	場 所
平成21年3月19日 (木)	午前10時から	熊本県農業研究センター (合志市栄3801)

熊本県告示第155号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成21年2月27日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成21年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	宇土不知 火線	宇土市住吉町字中傍示 791番2地先から 同市網津町字桜田 2104番2地先まで	前	4.9 ～ 12.2	1,063.3	単道改

		宇土市住吉町字中傍示 7 9 1 番 2 地先から 同市網津町字桜田 2 1 0 4 番 2 地先まで	後	4.9 ～ 12.2	1,063.3	
		宇土市住吉町字長田 1 4 5 6 番 1 地先から 同市網津町字桜田 2 0 8 2 番 1 地先まで		12.6 ～ 15.3		902.5
一般県道	二重峠菊池線	菊池市下河原 5 7 0 番 6 地先から 同所 2 0 1 番 2 地先まで	前	4.0 ～ 12.8	659.0	緊道整
			後	12.4 ～ 33.0		

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県告示第 1 5 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 2 月 2 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
一般国道	4 4 5 号	球磨郡五木村甲字下手 2 8 9 6 番 1 地先から 同所 2 8 2 3 番 1 地先まで	前	3.5 ～ 7.0	256.0	道路法 第 2 4 条工事	
		球磨郡五木村甲字下手 2 7 6 5 番 3 地先から 同所 2 7 5 1 番地先まで		13.7 ～ 23.4			205.0
		球磨郡五木村甲字下手 2 8 9 6 番 1 地先から 同所 2 8 2 3 番 1 地先まで	後	3.5 ～ 7.0	256.0		
		球磨郡五木村甲字下手 2 7 6 5 番 3 地先から 同所 2 7 5 1 番地先まで		13.7 ～ 23.4			205.0
		球磨郡五木村甲字下手 2 8 9 4 番 1 地先から 同所 2 8 2 3 番 1 地先まで		6.2 ～ 8.2			321.0
		球磨郡五木村甲字北西谷 6 6 9 2 番 1 地先から 同所 6 6 8 7 番 1 地先まで		前			12.2 ～ 31.6
	後	16.1 ～ 58.0	137.8				

一般県道	上椎葉湯 前線	球磨郡水上村大字江代字小渕 3 1 5 8 番 1 地先から 同所 3 1 5 7 番 1 地先まで	前	10.0 ～ 33.2	96.4	緊道整 B 防災
			後	22.3 ～ 35.0		

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県告示第 1 5 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 2 月 2 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡茶北線	天草市本町平床 2 5 8 9 番 6 地先から 同所 2 5 8 9 番 7 地先まで	40.0	単道改
		天草市本町平床 3 0 9 0 番 8 地先から 同所 3 0 9 0 番 3 地先まで	80.0	

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県告示第 1 5 8 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
たまきな荘 玉名市玉名 2 1 9 4 番地	社会福祉法人 玉医 会 玉名市玉名 2 1 9 4 番地 田尻 守正	平成 2 1 年 3 月 3 1 日	4310400017	生活介護

熊本県告示第 1 5 9 号

昭和 3 5 年 8 月 4 日熊本県告示第 4 6 8 号（熊本県生産動態統計調査）の一部を次のように改め、告示の日から施行する。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 別表ビル用アルミニウムサッシ（完成品）の項中「（完成品）」を削る。
- 別表ビル用アルミニウムサッシ（半製品）の項を削る。
- 別表その他のアルミニウム製建具の項中「〃」を「全事業所」に改める。
- 別表スチール・ステンレスの項及び太陽熱温水器の項を削る。
- 別表超硬チップの項中「従業者 3 0 名以上」を「〃」に改める。
- 別表ディーゼル機関の項中「ディーゼル機関」を「はん用内燃機関」に、「全事業所」を「〃」に改める。
- 別表田植機の項を削る。
- 別表クレーンの項中「〃」を「全事業所」に改める。
- 別表巻上機の項及び機械式駐車装置の項を削る。

別表塔槽機器の項中「全事業所」を「〃」に改め、同項の次に次のように加える。

反応用機器	t	〃
-------	---	---

別表スチールチェーンの項を削る。
 別表開閉制御装置の項中「従業者 50 名以上」を「〃」に改める。
 別表マイクロスイッチの項中「全事業所」を「〃」に改める。
 別表電気測定器の項中「30 名以上」を「50 名以上」に改める。
 別表公衆用 PHS 端末の項中「公衆用 PHS 端末」を「ボタン電話装置」に改める。
 別表基地局通信装置の項を削る。
 別表バイポーラ型半導体集積回路の項を削る。
 別表モス型半導体集積回路（メモリ）の項の次に次のように加える。

モス型半導体集積回路（CCD）	100 万円	〃
-----------------	--------	---

別表トランスの項中「トランス」を「混成集積回路」に、「1,000 個」を「100 万円」に改める。

別表二輪自動車の項中「二輪自動車」の次に「（125ml 超）」を加え、同項の次に次のように加える。

二輪自動車（125ml 以下）	台	〃
-----------------	---	---

別表消音器の項の次に次のように加える。

二輪自動車用エンジン	100 万円	〃
自動車用エンジン	100 万円	〃

別表空洞コンクリートブロックの項中「t」を「1,000 個」に改める。
 別表プレストレストコンクリート製品の項を削る。
 別表セメント瓦の項中「〃」を「全事業所」に改める。
 別表木材セメント板の項を削る。
 別表軽量気泡コンクリートの項中「全事業所」を「〃」に改める。
 別表砕石の項を削る。
 別表複合肥料の項中「〃」を「全事業所」に改める。
 別表発酵エチルアルコールの項及び塩化ビニル樹脂の項を削る。
 別表クレンザーの項の次に次のように加える。

漂白剤	t	〃
-----	---	---

別表プラスチック製パイプの項中「従業者 40 名以上」を「〃」に改める。
 別表プラスチック製建材の項中「全事業所」を「〃」に改める。
 別表プラスチックシートの項を削る。
 別表プラスチック製機械器具部品の項中「〃」を「従業者 40 名以上」に改める。
 別表綿織物の項、合成繊維織物の項、人絹織物の項、寝着類の項及びゴム底布ぐつの項を削る。

別表ゴムホースの項中「〃」を「全事業所」に改める。

別表金属製棚の項の次に次のように加える。

平版印刷	100 万円	従業者 100 名以上
フレキソ印刷	100 万円	〃

別表ミシン針の項中「〃」を「全事業所」に改める。

公 告

熊本県公告第 9 4 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営下井手地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 21 年 2 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営下井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 21 年 3 月 2 日から平成 21 年 3 月 30 日まで
- 縦覧場所
大津町役場
菊陽町役場

熊本県公告第95号

平成21年度に熊本県が実施する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成21年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の対象者
熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者
- 2 申請の対象となる決算日等（以下「審査基準日」という。）
平成20年10月1日から平成21年9月30日まで
- 3 審査日及び審査場所等
「経営事項審査日程表」のとおり。
- 4 審査日の予約
 - (1) 予約先
主たる営業所がある地域を所管する地域振興局又は熊本土木事務所
 - (2) 予約の期限
平成21年11月30日
 - (3) 予約の方法
予約を行う審査日は、経営事項審査日程表（以下「日程表」という。）のうちの決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第11条第2項の規定により変更届出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成21年8月1日から平成21年9月30日までの者にあつては、前年度に提出した変更届出書（事業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所の受付印があるものに限る。）を持参し、平成21年11月2日から平成21年11月30日までの間に予約することができる。日程表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成22年1月18日から受け付けるが、予備日に予約できる者は次の条件のいずれかを満たす者とする。
 - ア 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成22年1月15日までに経営事項審査を受審しなかった者
 - イ 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成21年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者
 - ウ 民事再生法等の手続中の者
- 5 申請の方法
経営事項審査の申請は、4により予約した審査日に、3の日程表に指定している審査場所において、6の書類を持参して行うものとする。
- 6 審査日に持参する書類
 - (1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）
 - (2) 知事が別に定める経営事項審査添付書類
 - (3) その他知事が別に定める書類
- 7 経営事項審査の手数料及び納付方法
 - (1) 手数料
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額
 - (2) 納付方法
経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県証紙を貼り付けて納付するものとする。
- 8 経営事項審査の結果通知
経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。
- 9 問い合わせ先
熊本県土木部監理課建設業係
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485（ダイヤルイン）

経営事項審査日程表

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所
		月	日 (曜日)	開始時間	
熊 本	1 0 月 決 算 法 人	4	21 (火)	午前 9 時から	熊 本 県 庁 本 館 8 0 2 会 議 室
	1 1 月 決 算 法 人	4	22 (水)		
	個 人、1 2 月 決 算 法 人	5	19 (火)、27 (水)		
		6	2 (火)、15 (月)		
	1 月 決 算 法 人	6	16 (火)		
	2 月 決 算 法 人	6	24 (水)		
	3 月 決 算 法 人	7	7 (火)、14 (火)、15 (水)、22 (水)		
	4 月 決 算 法 人	8	25 (火)、26 (水)		
	5 月 決 算 法 人	9	15 (火)、28 (月)、29 (火)		
	6 月 決 算 法 人	10	6 (火)、13 (火)、14 (水)、28 (水)		
	7 月 決 算 法 人	11	16 (月)、17 (火)		
	8 月 決 算 法 人	11	24 (火)、25 (水)		
		12	1 (火)、2 (水)		
9 月 決 算 法 人	12	21 (月)、22 (火)、24 (木)			
	1	14 (木)、15 (金)			
宇 城	1 0 ~ 1 1 月 決 算 法 人	4	14 (火)	午前 9 時から	宇 城 建 設 会 館
	個 人、1 2 月 決 算 法 人	5	12 (火)		
		6	10 (水) ※ 6月10日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月12日が全部予約されてから予約すること。		
	1 月 決 算 法 人	6	10 (水)		
	2 ~ 3 月 決 算 法 人	7	16 (木)		
	4 月 決 算 法 人	8	18 (火)		
	5 月 決 算 法 人	9	16 (水)		
	6 月 決 算 法 人	10	27 (火)		
	7 月 決 算 法 人	11	10 (火)		
8 月 決 算 法 人	11	19 (木)			
9 月 決 算 法 人	12	11 (金)			
玉 名	1 0 ~ 1 1 月 決 算 法 人	4	9 (木)	午前 9 時から	玉 名 建 設 会 館
	個 人、1 2 月 決 算 法 人	5	13 (水)		
		6	3 (水) ※ 6月3日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月13日が全部予約されてから予約すること。		
	1 月 決 算 法 人	6	3 (水)		
	2 ~ 3 月 決 算 法 人	7	8 (水)		
	4 月 決 算 法 人	8	19 (水)		
5 月 決 算 法 人	9	8 (火)			

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所	
		月	日 (曜日)	開始時間		
玉 名	6 月決算法人	10	15(木)	午前 9 時から	玉名建設会館	
	7 月決算法人	11	4(水)			
	8 月決算法人	11	26(木)			
	9 月決算法人	12	15(火)			
鹿 本 ・ 菊 池	10～11 月決算法人	4	16(木)	午前 9 時から	鹿本建設会館	
	個人、12 月決算法人	5	26(火)		※ 6月17日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月26日、6月4日が全部予約されてから予約すること。	菊池建設会館
		6	4(木)、17(水)			
	1 月決算法人	6	17(水)			鹿本建設会館
	2～3 月決算法人	7	2(木)			菊池建設会館
	4 月決算法人	8	20(木)			鹿本建設会館
	5 月決算法人	9	10(木)			菊池建設会館
	6 月決算法人	10	16(金)、20(火)			鹿本建設会館
	7 月決算法人	11	12(木)			菊池建設会館
8 月決算法人	12	3(木)	鹿本建設会館			
阿 蘇	10～11 月決算法人	4	23(木)	午前 9 時から	阿蘇建設会館	
	個人、12 月決算法人	5	20(水)			※ 6月25日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月20日が全部予約されてから予約すること。
		6	25(木)			
	1 月決算法人	6	25(木)			
	2～3 月決算法人	7	9(木)			
	4 月決算法人	8	28(金)			
	5 月決算法人	9	9(水)			
	6 月決算法人	10	21(水)			
7 月決算法人	11	11(水)				
8～9 月決算法人	12	8(火)				
上益城	10～11 月決算法人	4	15(水)	午前 9 時から	矢部建設会館	
	個人、12 月決算法人	5	18(月)			※ 6月9日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月18日が全部予約されてから予約すること。
		6	9(火)			
	1 月決算法人	6	9(火)			
	2～3 月決算法人	7	1(水)			
	4～5 月決算法人	9	2(水)			
	6 月決算法人	10	7(水)			
	7～8 月決算法人	11	18(水)			
9 月決算法人	12	9(水)				

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所
		月	日 (曜日)	開始時間	
八 代	10～11月決算法人	4	24(金)	午前9時から	八代建設会館
	個人、12月決算法人	5	21(木)		
		6	5(金)、26(金) ※ 6月26日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月21日、6月5日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	26(金)		
	2～3月決算法人	7	17(金)		
	4月決算法人	8	27(木)		
	5月決算法人	9	11(金)		
	6月決算法人	10	8(木)		
	7月決算法人	11	5(木)		
	8月決算法人	11	20(金)		
9月決算法人	12	17(木)			
芦 北 球 磨	10～11月決算法人	4	17(金)	午前9時から	人吉建設会館
	個人、12～1月決算法人	6	11(木)、12(金)		芦北建設会館
	2～3月決算法人	7	3(金)		人吉建設会館
	4～5月決算法人	9	3(木)、4(金) ※ 9月3日、4日の予約をする際は、原則として、4月決算法人が3日、5月決算法人が4日に予約すること。		芦北建設会館
	6月決算法人	10	22(木)、23(金)		人吉建設会館
	7月決算法人	11	6(金)		芦北建設会館
	8月決算法人	11	27(金)		人吉建設会館
	9月決算法人	12	18(金)		人吉建設会館
天 草	10～11月決算法人	4	10(金)	午前10時から (5/15、5/29 6/19、9/18 は午前9時 から)	天草建設会館
	個人、12月決算法人	5	14(木)、15(金)、28(木)、29(金)		
		6	18(木)、19(金) ※ 6月19日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月14日、15日、28日、29日、6月18日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	19(金)		
	2～3月決算法人	7	10(金)		
	4月決算法人	8	21(金)		
	5月決算法人	9	17(木)、18(金)		
	6月決算法人	10	9(金)		
	7月決算法人	11	13(金)		
	8月決算法人	12	4(金)		
9月決算法人	12	14(月)			

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所	
		月	日 (曜日)	開始時間		
大 臣	1 0 ~ 1 2 月 決 算 法 人	4	20 (月)	午前10時から	熊本県庁本館 8 0 2 会 議 室	
	1 ~ 2 月 決 算 法 人	6	23 (火)			
	3 月 決 算 法 人	7	23 (木)、24 (金)			
	4 月 決 算 法 人	8	24 (月)			
	5 月 決 算 法 人	9	30 (水)			
	6 ~ 7 月 決 算 法 人	10	29 (木)、30 (金)			
	8 月 決 算 法 人	11	30 (月)			
	9 月 決 算 法 人	12	7 (月)			
予 備 日	受 審 要 件 を 満 た す 者	平 成 2 2 年	3	5 (金)	午前10時から	熊本県庁本館 8 0 2 会 議 室

熊本県公告第 9 6 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市椿原町 2 3 2 番地 1
- 2 築造者の氏名 島崎信士
- 3 道路の位置 宇土市高柳町字鎌田 1 3 4 番 6
- 4 道路の幅員 6 . 0 3 メートル
- 5 道路の延長 2 9 . 3 1 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 1 年 2 月 6 日
- 7 指定番号 宇城景建第 4 6 号

登載依頼

熊本県障害者施策推進協議会公告第 2 号

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県障害者施策推進協議会
会長 赤 星 香 世 子

- 1 開催日時
平成 2 1 年 3 月 1 8 日 (水)
午前 1 0 時から
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 2 8 番 5 1 号
熊本テルサ 2 階 「ひばり」
- 3 議題 (予定)
(1) 第 2 期熊本県障がい福祉計画 (案) について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員について
2 0 人
- 5 傍聴手続について
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において係員の指示に従って入室するものとする。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県障害者施策推進協議会事務局 (熊本県健康福祉部障害者支援総室計画・施設班)
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 3 6)

教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛敏

熊本県教育委員会規則第 3 号

教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 修了確認義務を課する者 (第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 更新講習を受講できる者 (第 4 条・第 5 条)
- 第 4 章 更新講習の受講免除 (第 6 条―第 8 条)
- 第 5 章 雑則 (第 9 条)

附則
第 1 章 総則
(趣旨)

第 1 条 教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関し、教育職員免許法施行規則 (昭和 29 年文部省令第 26 号。以下「施行規則」という。) 第 61 条の 4 第 2 号及び第 4 号並びに教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号。以下「改正省令」という。) 附則第 3 条第 2 号及び第 3 号並びに同第 10 条第 1 項第 2 号及び第 4 号並びに「更新講習規則」という。第 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定により免許管理者が定める者並びに施行規則第 61 条の 4 第 5 号及び改正省令附則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する表彰は、この規則の定めるところによる。

第 2 章 修了確認義務を課する者
(修了確認義務を課す教育委員会の職員)

第 2 条 改正省令附則第 3 条第 2 号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 熊本県教育委員会並びに熊本県内の市町村教育委員会 (以下「教育委員会」という。) の熊本県指導主事及び社会教育主事
- (2) 前号に定める者のほか、教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者で教育長が別に定める者

第 3 章 更新講習を受講できる者
(講習を受講することができる教育委員会の職員)

第 3 条 改正省令附則第 3 条第 3 号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 熊本県、熊本県内の市町村、国立大学法人熊本大学の職員として在職している者であって、講習を受講することが必要なものとして教育長が別に定める者
- (2) 熊本県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事

第 4 章 更新講習規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

第 4 条 更新講習規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育委員会の指導主事及び社会教育主事
- (2) 前号に定める者のほか、教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者で教育長が別に定める者

第 5 条 更新講習規則第 9 条第 1 項第 3 号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国、熊本県、熊本県内の市町村、国立大学法人熊本大学、公立大学法人熊本県立大学、文部科学大臣が指定する独立行政法人 (以下「国等」という。) の職員として在職している者であって、講習を受講できることとすることが適当であるものとして教育長が別に定める者
- (2) 熊本県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事

第 4 章 更新講習の受講免除
(教育委員会の免除対象者)

第 6 条 施行規則第 61 条の 4 第 2 号及び改正省令附則第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育委員会の指導主事及び社会教育主事
- (2) 前号に定める者のほか、教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者で教育長が別に定める者

第 7 条 施行規則第 61 条の 4 第 4 号及び改正省令附則第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国等の職員として在職している者であって、講習を受講する必要がないものとして教育長が別に定める者
- (2) 熊本県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事
(優秀教員表彰受賞による免除対象者)

第 8 条 施行規則第 6 1 条の 4 第 5 号及び改正省令附則第 1 0 条第 1 項第 5 号の規定に基づき免許管理者が指定する表彰は、次の各号に定める個人の表彰であつて、有効期間の満了の日又は修了確認期限までの 1 0 年の間に表彰されたものとする。

- (1) 文部科学大臣表彰
- (2) 熊本県教育委員会表彰規程（平成 3 年 7 月 1 2 日教育委員会訓令第 8 号）に基づく表彰のうち、教育長が別に定めるもの
- (3) 私立学校団体が行う私立学校の現職教員を対象とした表彰のうち、前二号に準ずる表彰として教育長が別に定めるもの

第 9 条 第 5 章 雑則
この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。
附 則
この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛敏

熊本県教育委員会規則第 4 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
教育職員免許状に関する規則（昭和 3 0 年熊本県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「別表」を「別表 1」に改める。
第 6 条中「基準による」を「基準によるもの」に、同条第 3 号表中欄中「第 1 7 項」を「第 1 8 項」に、同条同号表右欄中「第 1 7 項」を「第 1 8 項」に改める。
第 8 条第 5 号中「第 3 0 項」を「第 3 5 項」に、同条同号ア中「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改め、同条同号イ中「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改める。

第 1 1 条中「第 1 3 項」を「第 1 4 項」に改める。
第 1 3 条第 1 項中「願ひである」を「願ひ出る」に改める。
第 1 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 免許法第 5 条第 2 項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、前項の規定による書類のほか免許状更新講習修了又は履修証明書及び有効期間が満了した免許状を有する場合はその免許状を添えて提出しなければならない。

第 1 3 条第 3 項中、「第 1 0 号」を「第 9 号」に、「第 1 1 号」を「第 1 0 号」に、「前項」を「第 1 項」に、「規定による」を「規定による書類」に改める。
第 1 4 条中「規定による」を「規定による書類」に、「免許状の写」を「免許状に係る別表 2 に定める書類」に改める。

第 1 5 条中「願ひである」を「願ひ出る」に、同条第 2 号中「免許状の写」を「免許状に係る別表 2 に定める書類」に改める。
第 1 6 条中「願ひである」を「願ひ出る」に改める。

第 1 6 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
2 免許法第 6 条第 4 項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、前項の規定による書類のほか免許状更新講習修了又は履修証明書及び有効期間が満了した免許状を有する場合はその免許状を添えて提出しなければならない。

第 1 7 条中「願ひである」を「願ひ出る」に、「規定による」を「規定による書類」に、同条第 2 号中「免許状の写」を「免許状に係る別表 2 に定める書類」に改め、第 6 号「修得単位集計表（別記第 9 号様式）」を削る。

第 1 8 条中「願ひである」を「願ひ出る」に、「規定による」を「規定による書類」に、同条第 1 号中「免許状の写」を「免許状に係る別表 2 に定める書類」に改め、第 3 号「修得単位集計表（別記第 9 号様式）」を削る。

第 1 9 条中「願ひである」を「願ひ出る」に、「規定による」を「規定による書類」に、同条第 2 号中「免許状の写」を「免許状に係る別表 2 に定める書類」に改める。

第 2 1 条中「願ひである」を「願ひ出る」に改める。
第 2 2 条中「願ひである」を「願ひ出る」に、「規定による」を「規定による書類」に改め、同条第 1 項第 1 号中「免許状の写」を「免許状に係る別表 2 に定める書類」に改める。

第 2 3 条中「願ひである」を「願ひ出る」に、「規定による」を「規定による書類」に改める。
第 2 4 条第 2 号中「免許状の写し」を「免許状に係る別表 2 に定める書類」に改める。

第 2 6 条第 2 号中「免許状の写し」を「免許状に係る別表 2 に定める書類」に改める。
第 2 6 条の 2 第 1 項中「第 1 6 条の 2」を「第 1 6 条の 2 第 1 項」に改め、「願ひである」を「願ひ出る」に改める。

第 2 6 条の 2 第 1 項の次に次の 1 項を加える。
2 免許法第 1 6 条の 2 第 2 項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、前項の規定による書類のほか免許状更新講習修了又は履修証明書を添えて提出しなければならない。

第 2 6 条の 3 第 1 項第 4 号中「免許状の原本」を「免許状の原本及びその免許状に係る別表 2 に定める書類（免許状の写を除く。）」に、同条第 3 項中「規定による」を「規定による書類」に改める。

第 2 7 条中「願ひである」を「願ひ出る」に改める。

第 2 8 条中「願いでる」を「願い出る」に、「規定による」を「規定による書類」に改める。
 第 3 4 条中「願いでる」を「願い出る」に改める。
 第 3 5 条中「願いでる」を「願い出る」に改める。
 第 3 6 条中「願いでる」を「願い出る」に改める。
 第 3 7 条中「願いでる」を「願い出る」に改める。
 第 4 0 条中「市町村の教育委員会」を「所轄庁（免許管理者を除く。）」に、「第 1 0 条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項第 2 号又は第 3 号」に、「第 1 1 条」を「第 1 1 条第 1 項又は第 2 項」に改める。
 第 4 2 条中「願いでる」を「願い出る」に改める。
 第 4 3 条を削る。
 第 4 4 条を第 4 3 条とし、第 4 5 条を第 4 4 条とする。
 「別表」を「別表 1（第 5 条関係）」に改める。
 別表 1 の次に次の表を加える。
 別表 2（第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 7 条、第 1 8 条、第 1 9 条、第 2 2 条、第 2 4 条、第 2 6 条、第 2 6 条の 3 関係）

申請者区分		提出書類
旧 免 許 状 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日ま でに授与 された免 許状)所持 者	免許状更新講習修了確認を行った者	更新講習修了確認証明書の写
	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 9 8 号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認を行った者	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 9 8 号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書の写
	修了確認期限の延期を行った者	修了確認期限延期証明書の写
	免許状更新講習免除を認められた者	免許状更新講習免除証明書の写
	上記に該当しない者	免許状の写
新 免 許 状 (平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に授与さ れた免許 状)所持者	免許状の有効期間の更新を行った者	有効期間更新証明書の写
	免許状の有効期間の延長を行った者	有効期間延長証明書の写
	上記に該当しない者	免許状の写

別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式

履 歴 書			
本 籍 地 (都道府県のみ)			
現 住 所			
フリガナ			
氏 名		年 月 日生	
1 学 歴			
年	月	日	

記載注意

- 1 申請人の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 太線枠内は記入しないこと。
- 3 現住所は番地まで記入し、年月日には年号を付し、数字は算用数字を用いること。
- 4 「2免許・資格」以下については、該当する事項がない場合はその旨記入すること。
- 5 学歴は、中学校入学から記入し、休学、退学についても記入すること。また、高等学校、旧専門学校、大学等には、科、学科、学部名を記入すること。
- 6 職歴には、従事した順にすべて記入し、休職、復職、産前産後休暇、育児休業、傷病休暇、退職についても記入すること。賃金、給与等は記入しなくてもよい。
- 7 教員免許状は、所有するもの（旧免許状も含む。）すべてについて記入し、教科、授与権者名も記入すること。

別記第 1 6 号様式を削る。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊 本 県 教 育 委 員 会 告 示 第 1 号

教育職員免許状に関する規則第 9 条に定める単位修得方法の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 中 原 盛 敏

教育職員免許状に関する規則第 9 条に定める単位修得方法の一部を改正する告示
教育職員免許状に関する規則第 9 条に定める単位修得方法（平成 1 2 年 2 月 4 日熊本県
教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 項第 9 号の表の備考 6 及び 7 を削る。
- 第 2 項第 1 号の表第 5 欄の項中「総合演習」を「教職実践演習」に改める。
- 第 2 項第 2 号の表第 5 欄の項中「総合演習」を「教職実践演習」に改める。
- 第 2 項第 3 号の表第 5 欄の項中「総合演習」を「教職実践演習」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 2 年 4 月 1 日以後に教育職員免許法別表第 1 備考第 5 号イに規定する認定課程を有する大学及び同法第 5 条第 1 項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第 1 備考第 2 号の 3 及び第 3 号に規定する教員養成機関若しくは同法別表第 2 の 2 備考第 2 号に規定する栄養教諭の教員養成機関に入学した者以外のものである者であつて、平成 2 5 年 3 月 3 1 日までに、この告示による改正前の教育職員免許状に関する規則第 9 条に定める単位修得方法第 2 項第 1 号の表第 5 欄、第 2 項第 2 号の表第 5 欄又は第 2 項第 3 号の表第 5 欄に規定する総合演習の単位を修得した者は、この告示による改正後の教育職員免許状に関する規則第 9 条に定める単位修得方法第 2 項第 1 号の表第 5 欄、第 2 項第 2 号の表第 5 欄又は第 2 項第 3 号の表第 5 欄に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。